

諮問日：令和5年7月3日（令和5年度（情）諮問第20号）

答申日：令和6年1月24日（令和5年度（情）答申第36号）

件名：名古屋地方裁判所における判例集等に掲載される裁判に関する取扱いが記載されている文書の不開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

判例・裁判例集に掲載される裁判に関し、その選定基準（掲載すべき裁判と掲載すべきでない裁判の別やその判定方法や選定手続き等）など、関係する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等のほか、その取扱いに関する事項（作業・協力等の要請・依頼、望まれる考え方姿勢等の提示・要望などを含む。）が記載されている文書（書簡、電子メール・掲示板の類、マニュアル・教材の類を含む。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋地方裁判所長が令和5年3月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

下級裁判所裁判例速報以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関し、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答である。

名古屋地方裁判所が掲載の主体ではなく、あるいは最終選定事務を行っていない他庁の判例集等に関するものは、すべて開示対象から外されていることが

窺われるので、これに関する文書の探索が不十分である。

裁判所ウェブサイトにおいて「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」の区分についても名古屋地方裁判所における裁判例が掲載され得る区分であるから、組織として何の目安も存在しないのは不自然であり実務上もあり得ない。

別件司法行政文書開示手続の理由説明書において明かされた、裁判所組織内で稼働しているとされる「判例等登録システム」への登録業務に関する文書など、探索が不十分である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 名古屋地方裁判所は、本件開示申出の内容について、名古屋地方裁判所が主体となって裁判例の掲載に関する業務を行っているものが対象となることを前提に、「名古屋地方裁判所で刊行している判例・裁判例集への掲載及びウェブサイトの裁判例情報に掲載している裁判例に関し、裁判例の掲載に係る取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等及びその取扱いに関する事項が記載されている文書（書簡、電子メール・掲示板の類、マニュアル・教材の類を含む。）」と整理し、探索を行ったところ、原判断で開示済みの文書を除いて本件開示申出に係る文書は存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、まず、裁判所ウェブサイトの下級裁判所裁判例速報以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関し、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答であるなどと主張する。

この点、名古屋地方裁判所が独自に刊行物として刊行している判例・裁判例集はなく、また、ウェブサイトに掲載する裁判例の選別基準についての名古屋地方裁判所における探索結果は、1のとおりである。

- 3 次に、苦情申出人は、名古屋地方裁判所が掲載の主体ではなく、あるいは最終選定事務を行っていない他庁の判例集等に関するものは、全て開示対象から外されていることが窺われるので、これに関する文書の探索が不十分である旨

主張する。

しかし、名古屋地方裁判所に対してされた開示申出については、通常名古屋地方裁判所が行う事務に関する文書の開示を求めるものと解することが相当である。

なお、本件開示申出書から、苦情申出人が同日付けで多数の庁に対し同内容の開示申出を行っていることが窺われ、この点に照らしても、本件開示申出は名古屋地方裁判所が行う事務に関する文書の開示を求めていると解され、本件開示申出について上記1のとおり整理したものと整合する。

- 4 また、苦情申出人は、苦情申出書において裁判所ウェブサイトにおいて「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」の区分についても名古屋地方裁判所における裁判例が掲載され得る区分であるから、組織として何の目安も存在しないのは不自然であり実務上もあり得ないと主張する。

この点、「行政事件裁判例集」及び「労働事件裁判例集」への裁判例の掲載は司法研修所が行っており、名古屋地方裁判所が主体となって掲載しているものではないこと、「知的財産裁判例集」に関する事務については、名古屋地方裁判所は開示申出日時点において関与していないことから、名古屋地方裁判所の整理に基づいた文書探索の結果にこれらに関する文書が開示対象文書に含まれていないことは相当である。

- 5 さらに、苦情申出人は、原判断が不当であることを縷々主張するが、原判断が相当であることは上記1から4までで述べたとおりであり、それらの主張はいずれも名古屋地方裁判所の判断を左右するものではない。

なお、本件苦情申出日時点において、苦情申出人は本件開示申出に係る開示の実施を受けていない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年7月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 令和6年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 名古屋地方裁判所は、本件開示申出について、名古屋地方裁判所が主体となって裁判例の掲載に関する業務を行っているものが対象となることを前提に、第4の1に記載のとおり整理したとのことであるが、本件開示申出の趣旨等に照らせば、名古屋地方裁判所が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的であり、この整理を前提に特定された本件対象文書が本件開示申出文書に該当することについては、これを不合理とする理由もない。
- 2 苦情申出人は、下級裁判所判例速報集以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関して、それらしき名称の文書が見当たらないことから、文書の探索が不十分であったなどと主張する。しかし、委員会庶務を通じて確認した結果によれば、名古屋地方裁判所が独自に刊行物として刊行している判例・裁判例集はないことが認められるから、本件対象文書以外に掲載裁判の選別に関する文書が存在しないとしても不合理とは言えない。

また、苦情申出人は、名古屋地方裁判所が掲載の主体ではなく、あるいは最終選定事務を行っていない他庁の判例集等に関する文書の探索が不十分であるとも主張するが、名古屋地方裁判所に対してされた開示申出については、特別の事情のない限り、名古屋地方裁判所が行う事務に関する文書の開示を求めるものと解することが相当であり、本件開示申出について、特別の事情もうかがえないから、名古屋地方裁判所のした整理が合理的であることは前記のとおりである。

さらに、苦情申出人は、裁判所ウェブサイトにおいて「行政事件裁判例集」、
「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」の区分についても名古屋地方

裁判所における裁判例が掲載され得る区分であるから、同裁判所において何の目安も存在しないのは不自然であるとも主張する。

この点について、最高裁判所事務総長は、「行政事件裁判例集」及び「労働事件裁判例集」への裁判例の掲載が司法研修所によって行われ、名古屋地方裁判所が主体となって行われているものではないと説明しているが、第4の1に記載の整理を踏まえて同掲載事務に関する文書は本件開示申出文書に該当しないと判断したものと解される。そして、本件開示申出の内容に照らせば、上記1のとおり、名古屋地方裁判所が主体となって掲載事務を行っているものが本件開示申出の対象となることを前提に対象文書を整理したことは不合理であるとはいえず、それを前提とすれば、同掲載事務に関する文書は本件開示申出文書に該当しないとの上記判断が不合理であるともいえない。

また、最高裁判所事務総長の説明によれば、「知的財産裁判例集」に関する事務については、名古屋地方裁判所は開示申出日時点において関与していないとのことであり、これを不合理とする根拠はない。

その他、苦情申出人は、裁判所組織内で稼働しているとされる「判例等登録システム」への登録業務に関する文書などの探索が不十分であるなどと主張するが、名古屋地方裁判所において、本件対象文書のほか、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。したがって、名古屋地方裁判所においては、本件対象文書のほか、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、名古屋地方裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

なお、委員会に対し諮問がされる事案のなかには、裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服を申し立てる意図の下に、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いるケースが散見される。委員会は本件申出がこ

のような意図に基づいてされたものと断ずるものではないが、司法行政文書開示手続や保有個人情報開示手続を用いた申出は裁判所における個別の案件の対応や判断に対する不服について個別具体的に応答するための制度として設けられているものではないことを、念のため付言しておく。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

- 1 平成29年2月17日付け最高裁判所事務総局広報課長等事務連絡「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について」
- 2 平成29年3月14日付け名地裁刑第149号名古屋地方裁判所長通達「裁判所ウェブサイト掲載刑事判決の選定に関する要領について」の一部改正について」
- 3 平成25年5月30日付け名地裁刑第267号名古屋地方裁判所長通達「裁判所ウェブサイト掲載刑事判決の選定に関する要領について」の一部改正について」
- 4 下級裁判所裁判例速報に掲載するまでの事務処理手順
- 5 下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の選別について（広報係メモ）
- 6 平成13年11月2日付け最高裁判所事務総局広報課長事務連絡「下級裁ホームページ掲載原稿の作成等について」
- 7 下級裁ホームページの運用について
- 8 掲載原稿作成上のポイント
- 9 平成14年1月17日付け最高裁判所事務総局広報課長事務連絡「下級裁ホームページの「主要判決速報」のデータ投入について」
- 10 平成14年1月16日付け下級裁ホームページ掲載主要判決速報実施要領
- 11 民事主要判決速報選定委員会会則
- 12 ホームページ掲載判決選定、掲載手続細則
- 13 平成15年11月6日付け民事主要判決速報選定委員会委員長書簡
- 14 平成14年1月28日（改正平成22年1月20日）付け「主要判決速報」に関する仮名処理事務処理要領
- 15 下級裁ホームページ「主要判決速報」掲載民事事件判決の仮名処理等の基準について
- 16 平成31年2月27日付け最高裁判所事務総局広報課長事務連絡「下級裁判

所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等の基準について」

- 1 7 令和元年11月20日付け最高裁判所事務総局広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等について」